

行政記録の活用方策に関する検討状況

- 「行政記録に基づき集計された統計の印刷物等による公表状況調査結果」（平成10年6月 総務庁統計局統計基準部）
 - ・ 「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）に基づいて、統計基準部が各府省の統計作成部局に対して実施した調査結果。行政記録を基に集計し、公表している統計を省庁別に整理。約200件。（添付資料1）

- 「行政記録の活用方策に関する検討結果報告」（平成12年5月）
 - ・ 「統計行政の新中期構想」に基づき、①個別情報ファイルの統計的利用の実例、②統計調査の抽出枠として活用、③公開情報の統計的利用、の3つの視点で整理。（添付資料2）

- 報告者負担軽減検討会議及び同WGにおける検討（平成15年12月～18年3月）
 - ・ 「統計行政の新たな展開方向」に基づき、これまでの議論を整理。検討対象とした商業登記、雇用保険法に基づく行政記録の活用について担当部局からヒアリングを実施。（添付資料3）

- 経済センサス（仮称）の創設に関する検討会（平成16年～18年3月）
 - ・ 調査対象の的確な把握及び報告者負担軽減等の観点から、行政記録情報から、事業所・企業の名称、所在地等の情報や経理情報を入手するため、各府省保有の行政記録情報の利用可能性について確認中。

添付資料 1

○ 「申請負担軽減対策」(平成9年2月10日閣議決定) 【抜粋】

規制緩和を推進するに当たって、行政庁に対する申請等に係る国民の負担を軽減することがきわめて重要である。今日、簡素で効率的な行政、国民の主体性が生かされる行政及び質の高い行政サービスを実現するため、情報通信技術の飛躍的な発展をも踏まえ、許認可や補助金等に係る申請、届出又は諸種の統計調査等に際しての国民の負担の大幅な軽減を図る必要がある。このため、申請等に伴う手続の簡素化、電子化、ペーパーレス化、ネットワーク化などを迅速かつ強力に推し進め、今世紀中に申請等に伴う国民の負担感を半減することを目標として本対策の実施に取り組む。

3 統計調査の簡素合理化

- (1) 各省庁は、所管するすべての統計調査について、統計調査見直し計画の最終年度である平成11年度(1999年度)を待たずに、原則として平成10年度(1998年度)末までに、報告者負担の軽減の観点からの見直しを概ね完了する。
- (2) 国民の報告負担を軽減しつつ必要な統計を作成するため、行政記録の統計化を進めるための調査に直ちに着手し、平成9年度(1997年度)末をめどに当面の調査結果を取りまとめ、その結果等を踏まえて、行政記録の統計への活用を推進する。
- (3) 原則として、すべての指定統計について平成10年度(1998年度)末までに、調査結果の所在情報案内機能を整備するとともに、行政から国民への電子的提供、国民から行政への電子的アクセスを可能とする。その後、順次承認統計、届出統計及び業務統計に範囲を拡大する。
- (4) 原則として、すべての指定統計の第1報の公表を可能な限り早期化し、遅くとも月次調査は60日以内、年次・周期調査は1年以内に公表する。

※ 上記(2)の調査について

総務庁統計局統計基準部において、「行政記録に基づき集計された統計の印刷物等による公表状況調査」として実施し、とりまとめた。(次頁参照)

この調査は、平成9年6～7月に総理府ほか24省庁等に対し、行政記録(許認可等のほか、保険・年金等の給付関係記録等業務遂行上得られるすべての記録を含む)を基に集計し、公表(行政機関や国民を対象にして、印刷物等を配布・提供している場合をいう)している印刷物等を調査。

行政記録に基づき集計された統計の印刷物等による公表状況調査結果（総括表）

省庁等名称	公表 対象数	公 表 媒 体							
		図書 等印 刷物	白書 ・ 雑誌	MT	CD	FD	MO	IN	その 他
人 事 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 理 府	1	1	0	0	0	0	0	1	0
公正取引委員会	5	4	1	0	0	0	0	0	0
警 察 庁	9	8	1	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	2	1	1	0	0	0	0	0	0
総 務 庁	7	6	1	0	0	0	0	0	0
北海道開発庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防 衛 庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済企画庁	3	2	0	0	0	0	0	3	0
科学技術庁	3	0	3	0	1	0	0	0	0
環 境 庁	9	8	1	0	1	0	0	0	0
沖縄開発庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国 土 庁	5	3	2	0	0	0	0	4	0
法 務 省	4	2	1	0	1	0	0	1	0
外 務 省	4	4	0	0	0	0	0	1	0
大 蔵 省	23	23	0	1	0	0	0	11	1
文 部 省	2	2	0	0	0	0	0	0	0
厚 生 省	12	11	1	0	0	0	0	1	0
農林水産省	9	8	1	0	0	0	0	1	0
通商産業省	15	13	1	0	0	0	0	1	0
運 輸 省	7	7	1	2	1	0	0	0	0
郵 政 省	17	9	2	0	1	0	0	10	5
労 働 省	13	13	0	0	0	0	0	0	0
建 設 省	11	9	2	0	0	0	0	0	0
自 治 省	50	48	2	1	0	0	0	2	0
計	211	182	21	4	5	0	0	36	6

注 I 「公表媒体」欄については、一つの公表物につき複数の媒体により公表されている場合は、それぞれの媒体に計上している。

II 「印刷物等」とは、結果報告書等の冊子（白書や機関誌・雑誌等に公表データのすべてを掲載して公表しているものを含む。）のほか、フレキシブルディスク等の磁気媒体及びインターネットへの掲載による提供の場合も含む。

III 「公表媒体」欄の略称は、次のとおりである。

「図書等印刷物」：行政記録を集計した統計の報告書等

「白書・雑誌」：白書や雑誌に公表データのすべてを掲載している場合

「MT」：磁気テープの場合

「CD」：CD-ROMの場合

「FD」：フレキシブルディスクの場合

「MO」：光磁気ディスクの場合

「IN」：インターネットに掲載している場合

「その他」：上記以外のもの場合

添付資料 2

○ 「統計行政の新中・長期構想」（平成7年統計審議会答申）

(1) 概要

(ア) 行政記録の活用による統計情報収集の抑制

- ・ 行政記録は、行政の対象である個人や世帯及び企業や事業所から報告を求めたデータであり、統計調査と同様に対象者に負担をかけていることから、同じ国の機関が各種の負担をかけることは極力避けるべき。
- ・ 行政情報収集の簡素化・効率化及び報告者負担の軽減の観点から、検討を進めることが重要。
- ・ 行政記録の電算化が進み、統計の作成・公表を容易に行い得る条件が整っているので、可能な限り（業務）統計化を進めるべき。
- ・ 新たな統計需要に基づく新規統計調査等の企画・設計に当たっては、各省庁は行政記録の有無、活用の可否について十分検討し、可能な限り行政記録を活用すべき。
- ・ 行政記録の活用方策については、行政記録の項目や内容と統計として把握することが求められる事項との関係、関連する法制度等との関係、統計化のための手続や手法等に関する専門的・技術的な検討を行うことが必要。

(イ) 母集団情報共同利用による調査客体・調査事項の重複回避等

- ・ 報告者負担の軽減の観点から、企業や事業所を対象とした母集団情報をデータベース化し、その共同利用を推進することにより、標本管理の徹底による同一客体への集中の回避、基本的属性事項の利用やデータリンケージにより調査事項の重複回避等を図ることが必要。
- ・ 行政記録を基に逐次整備・更新している母集団情報と全数調査によって整備・更新している母集団情報を用い、「企業・事業所フレーム」における統一事業所コード(仮称)及び本社・支社連結コード(仮称)を整備し、母集団情報の相互利用を行うことによって、調査を簡略化するなど報告者の負担軽減を図ることが必要。

上記検討課題の検討を行うため、平成9年5月、行政記録の統計化を進めるための調査等を実施し、その結果を「行政記録の活用方策に関する検討結果報告」（平成12年5月）として取りまとめた。

添付資料3

○ 「統計行政の新たな展開方向」（平成15年各府省統計主管部局長等会議申し合わせ）

(1) 概要

- ・ 行政記録を統計作成等に活用することは、統計調査によるデータ収集の簡素化・効率化及び報告者負担の軽減を図る観点から極めて重要。
- ・ 行政記録は、目的以外の使用禁止や守秘義務に関する規定の存在、データの範囲・内容のバラツキ等があり、その活用が十分ではない。
- ・ 協力が得られない客体、未記入事項の増加等に対するデータ補完の基礎資料、母集団情報整備への活用等が求められており、その積極的な推進が必要。
- ・ 報告者負担の軽減等の観点から、秘密の保護に留意しつつ、統計化等に有用な行政記録の積極的な活用を図ることとし、生産、設備投資、固定資産等の有用な分野から重点的に具体的なデータに基づいてその活用方策の検討を進める。
- ・ 登記簿情報、有価証券報告書等行政記録の電子化の動向に合わせ、その積極的な活用方法の検討を進める。
- ・ 調査票の記入精度の低下等を踏まえ、データ補完の観点から行政記録の活用方策の検討を行う。
- ・ 報告者負担の軽減、結果精度の向上を図る観点から、行政記録を活用した母集団情報の整備・更新を図る。
- ・ 行政記録を保有する各府省の担当者を含めた検討の場を設置し、平成17年度までを目途に、行政記録の具体的活用方策に関する検討を行う。
- ・ 総務省は、各府省と緊密な連携の下、平成17年度を目途に、行政記録を活用して事業所・企業データベースの母集団情報を整備・更新する方策の検討を行う。

(2) 進捗状況

- ・ 「報告者負担軽減検討会議」を平成15年10月に設置し、検討対象行政記録の選定を行い、法人登記データ等について、法務省及び厚生労働省への協力要請を行った。また、地方公共団体の個人情報保護条例と統計調査との関係について検討を行ったが、統計制度改革検討委員会において、本件に関する検討、提言が行われる状況を受け、平成18年3月に検討の継続を見合わせる事となった。

行政記録を統計に用いている根拠、活用概要の例

1. 統計としての活用

- (1) 行政記録を集計することにより、個々の対象への調査を行わず行政記録のみから統計を作成。(調査統計の抑制)

例： 総務省の住民基本台帳人口移動報告においては、「住民基本台帳」の転入者の情報を活用することにより作成。

- ① 根拠：「住民基本台帳法」
(資料の提供)

第三十七条

国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事に対し、保存期間に係る本人確認情報に関して資料の提供を求めることができる。

- ② 活用概要
「住民基本台帳人口移動報告」(総務省)

ア) 目的

市町村長が作成する住民基本台帳により、人口の移動状況を明らかにすることを目的とする。

イ) データの作成方法

次の事項に係る月別のデータについて、都道府県知事から住民基本台帳ネットワークシステムにより、毎月提供を受けて作成。

なお、住民基本台帳ネットワークシステムに接続していない市町村長からは、都道府県知事を経由して毎月報告を受けて作成。

- ・ 届出のあった転入者に係る住所(市区町村コード)、性別、変更情報(異動事由、異動年月)
- ・ 職権で住民票に記載された転入者に係る住所(市区町村コード)、性別、変更情報(異動事由、異動年月)

- (2) 行政記録から得られる項目と調査統計の結果を合わせるにより統計を作成。
(調査項目の代替、補完)

例： 国土交通省の土地基本調査の実施に際し、統計審議会諮問第253号の答申(平成10年)において、今後の課題として、土地基本調査の付帯調査である法人建物調査について、行政記録である固定資産課税台帳(家屋課税台帳)の利用による必要な情報の捕捉について、調査実施者及び関係機関の間で十分検討する必要があるとされた。

なお、台帳を閲覧するためには、調査対象から個別に委任状を取得する必要があること等から、平成15年調査時は用いていない。

例： 経済センサス(仮称)

今後、報告者負担軽減方策として検討することとしている。

2. 母集団名簿としての活用

- (1) 行政記録そのものを母集団とした調査統計の実施

例： 社会保険庁の国民年金被保険者実態調査においては、「国民年金現存被保険者ファイル」を名簿として活用し、抽出調査を実施。

① 根拠：「国民年金法」

(統計調査)

第一百八条の三

社会保険庁長官は、第一条の目的を達成するため、被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者に係る保険料の納付に関する実態その他の厚生労働省令で定める事項に関し必要な統計調査を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する統計調査に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

3 前項の規定により情報の提供を求めるに当たっては、被調査者を識別することができない方法による情報の提供を求めるものとする。

「国民年金法施行規則」

(法第一百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第九十六条

法第一百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一号被保険者(第一号被保険者であつた者を含む。以下この条において同

じ。)及び当該第一号被保険者の属する世帯の他の世帯員にあつては、次に掲げる事項

イ 就業及び就学の状況

ロ 保険料の納付状況

ハ 医療保険制度の加入状況及びその保険料の納付状況

ニ 資産及び所得の状況

ホ 公的年金制度に関する意識

二 老齢福祉年金及び法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者並びに当該受給権者の配偶者及び扶養義務者にあつては、所得の状況

三 国民生活基礎調査規則(昭和六十一年厚生省令第三十九号)第五条に規定する調査世帯の世帯員にあつては、次に掲げる事項

イ 就業及び就学の状況

ロ 被保険者の資格及び公的年金給付等の受給状況

ハ 医療保険制度の加入状況

ニ 公的年金制度に関する意識

四 その他前三号に関連する事項

② 活用概要

「平成14年国民年金被保険者実態調査」(社会保険庁)

ア) 調査の目的

国民年金第1号被保険者について、保険料納付状況ごとにその実態を明らかにし、被保険者の収入、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。

イ) 調査対象

平成14年3月末現在の国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者は含まない)及びその属する世帯。ただし、平成14年4月又は5月に資格喪失した者、外国人、法定免除者、転出による住所不明者を除く。

なお、調査対象となる第1号被保険者は、1,792万3千人である。

ウ) 調査客体

国民年金現存被保険者ファイルから無作為抽出した第1号被保険者約11万人

エ) 抽出方法

保険料納付区分、年齢区分、地域区分により層別抽出。

オ) 調査の種類及び調査方法

・ 郵送調査

社会保険庁から調査客体に対して調査票を郵送し、郵送で回収。

- ・ 所得等調査
調査客体について、市区町村民税課税台帳及び国民健康保険料(税)賦課台帳から市区町村職員(国民年金事務担当者)が必要事項を所得等調査票に転記。
- ・ 免除・学生納付特例調査
調査客体のうち免除者・学生納付特例者について、社会保険事務所において、免除申請書及び学生納付特例申請書の内容を免除調査票に記入。

か) 調査時期

平成14年10月から12月

(2) 調査統計結果とともに用いて、名簿情報を逐次更新し、共同利用可能な母集団情報を整備することによる重複調査の削減や未整備分野の統計調査の実施。

例： 事業所・企業データベース

調査統計の重複是正、共同利用可能な母集団情報の管理を目的として調査統計を用い整備。引き続き行政記録の活用を検討中。

例： 経済センサス(仮称)

全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる調査統計として、実施に向けた検討をしており、名簿整備において行政記録を活用することとしている。

諸外国における行政記録の活用例

2008年1月

○「官庁統計の基本原則」（1994年国際連合(統計委員会採択)）

原則5. 統計を作成するためのデータは、統計調査又は行政記録などすべての種類のデータ源から入手することができる。統計機関は、品質、適時性、費用及び報告負担の観点からデータ源を選定しなければならない。

○行政記録を活用するための根拠規定の例

カナダ	フランス	ドイツ	ニュージーランド
カナダの統計に関する法律 (略称：統計法)	統計資料に係る義務、調整、及び 秘密に関する法律	連邦の用に供する統計に関する法 律（連邦統計法）	1975年統計法
<p>第3条（カナダ統計局） カナダ統計局に（略）次の各号 の職務を所掌させる。 ② <u>他の行政機関と協力し、統計 情報（当該行政機関の業務 を通じて取得される統計を含 む）を収集し、加工し、及び 公表すること。</u></p> <p>第13条（記録へのアクセス） 行政機関、地方自治体、法人組 織、企業、若しくはその他組織に 保持されている文書又は記録で あって、本法の目的で必要となる <u>情報、当該情報の補完又は修正の 支援に使用できる情報について は、その管理者は、当該目的のた めに統計局長が当該情報の取得権 限を付与した者に対して当該情報 へのアクセス権を付与しなければ ならない。</u></p>	<p>第7条第2項 公務、公法上の法人または公共 サービスを行う私法上の法人がその 職務として収集した、<u>自然人に関する 情報（性的生活に関するデータを 除く）及び法人に関する情報につ いては、INSEE担当大臣が国家統計情報 審議会の助言により要請した場合には、 他の法令に反しない限り、統計 を作成する目的に限り、INSEE又は各 省統計部に提供されなければならない。</u> 前パラグラフに規定する条件の下 に収集された個人の健康に関する情 報については、保健大臣からの要請 があった場合には、公共保健に関す る統計を作成する又は保健社会保護 制度の払い戻し制度の目的に限り、 INSEE又は公共保健政策の実施及び評 価に参画する各省統計部局に対して 提供されなければならない。この対 象人口に対しては、さらに、第2条 の承認を得た標本調査を行うこと ができる。 前パラグラフの条件により収集さ れた個人の健康に関する情報は、ど のような場合においても個人の特定 を許してはならない。</p>	<p>第3条（連邦統計局の責務） (2) <u>州統計部局及び連邦統計の編 集を委任されたその他の機関 は、要請があれば連邦統計局に 対し、それが第1項第1号(a) に従った連邦統計の方法論的、 技術的準備及びさらなる発展に とって、又は第1項第2号(b) に従った処理作業の実施にとっ て必要である限りにおいて、個 々のデータを提供する。超国家的 、国際的領域における連邦統 計局の対応する任務の遂行につ いても同様とする。</u></p>	<p>第4条（官庁統計の種類） <u>以下のいずれか又はすべての種 類の官庁統計を作成できるように するため、情報を提供すべき立場 にあるなんびとも情報を求める ことができる。</u> (a) 人口及び住居、（略） ： （略） ： (o) 経済、金融、生産その他企 業（公共行政機関、ニュー ジーランド行政府及び地方当 局を含む）に関する事項。 （略） (p) その他類似の事項及びこの 法律に基づく規則に定めるそ の他事項。</p>

フィンランド	ノルウェー
統計法	官庁統計及びノルウェー統計局に関する法律(統計法)、統計法の実施・補足に関する規則
<p>第11条（データの提供義務） (1) <u>国の行政機関は、秘密保持に関する規定にかかわらず、フィンランド統計局に対し、国家安全保障上の理由により又は国防上の利益のために秘密保持を要するデータを除き、統計の作成に必要な各関係行政機関保有データ並びに自己の活動、財務状況、及び義務に関するデータを提供する義務を負う。</u></p>	<p>第3条（ノルウェー統計局の義務及び活動） 2項（行政データ処理システム） (1) <u>ノルウェー統計局は、国家行政機関及び全国の地方機関の行政データ処理システムを、官庁統計の基礎として利用する権利を有する。</u> (2) 国家機関又は全国の地方機関が主な行政データ処理システムを設置し又は修正するときは、あらかじめノルウェー統計局にその旨を通知しなければならない。ノルウェー統計局は、追加的情報を求めることができる。ノルウェー統計局はまた、統計に対する配慮の保証として、データ処理システムの設計方法について提案を行うことができる。</p>

(参考) 日本
統計法
<p>第29条（協力の要請） (1) 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、<u>その提供を求めることができる。</u>この場合において、行政記録の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。</p>

○行政記録の活用例

- ◇ アメリカ
 - ・ 「経済センサス」では、従業者数10人未満の小規模な企業・事業所の売上げ、雇用等のデータは、調査に代えて連邦所得税記録や給与支払税記録のデータを内国歳入庁から得て利用。
 - ・ 「雇い人のない自営業主の統計」では、一部の情報は法人税申告等を利用。
- ◇ カナダ
 - ・ 「労働・所得動態調査(パネル調査)」では、所得関係のデータは回答者の承諾の下に報告徴収に代えて課税データを利用。
 - ・ 「貯蓄調査」では、回答者の承諾の下に報告徴収に代えて課税データを利用(申告者のうち約85%分が課税データ)。
 - ・ 「月次製造業調査」では、サンプル対象の一部(約25%分)について、統計モデルを使用し物品サービス税ファイルから出荷データを作成。
 - ・ 「雇用所得及び勤務時間に関する調査」は、カナダ歳入庁から提供された給料支払簿調査結果と給与控除の行政記録から作成。
 - ・ 「地域別所得調査」は、カナダ歳入庁から提供されたデータから作成。
- ◇ フランス
 - ・ 月次及び四半期の雇用者数の統計は、社会保障に関する行政記録(労働異動申告Declaration mensuelles de mouvements de main-d'oeuvre)に基づいて作成。
 - ・ 産業別の給与統計は、年次社会保障申告(Declaration annuelle de donnees sociaux)に基づいて作成。
- ◇ ドイツ
 - ・ 統計目的のためのビジネスレジスターを企業調査フレームとして使って、様々な企業統計(例えば製造業、貿易、サービス部門等)を作成。
 - ・ 統計目的のためのビジネスレジスターは特に金融及び社会保障当局のデータ(それぞれ売上高及び雇用者)によって更新。
 - ・ 金融及び社会保障当局の月次データは、サービス産業(欧州共同体標準産業分類(NACE)のIとK)における短期統計や手工芸統計に利用。その他の産業(貿易)への利用は現在テスト中。
- ◇ オーストラリア
 - ・ 「年次産業統計」は、税務データなどを基に作成した統計用ビジネスレジスターから作成。
 - ・ 「月次小売業調査」は、事業活動申告により標本設計を行うことにより、標本数を30%削減。
 - ・ 税務情報などの行政記録を統計作成に活用することにより、過去10年間で調査への回答負担が約40%縮減。

○諸外国におけるビジネスレジスターの情報源

MS		VAT (Value added tax)	Personal Income Tax	Corporate Tax	Social Security Data	Published Business Accounts	Central bank data	Chambers of Commerce	Single BR	Feedback from other surveys	Other sources
	国名	付加価値税	個人所得税	法人税	社会保障 情報	公式に発表された企業の決算報告書	中央銀行の 情報	商工会議所 の情報	単一のビジネ スレジスター	他の調査から のフィード バック	その他の情報
UK	イギリス		(注1)								
IT	イタリア										
ES	スペイン										
NL	オランダ										
DK	デンマーク										
NO	ノルウェー										

ビジネスレジスターに含まれる情報

出典；BR ANNUAL INQUIRY 2005 (CONFERENCE OF EUROPEAN STATISTICIANS)

注1 所得税の源泉徴収に係る雇用者数を使用

注2 EUでは、1993年の規則第2186/93号(制定当時はEEC)により加盟各国に対して、ビジネスレジスターの整備を義務付けている。
なお、現在、同規則を強化拡充する方向で全面改正が審議されているところである。

◇ イギリス (再掲)

ビジネスレジスターは、付加価値税、所得税の源泉課税、税関、会社登記局の情報を活用し作成。

◇ フランス

ビジネスレジスター(SIRENE (Systems informatique pour le repertoire des entreprises et de leur établissements))は、企業登録センターに登録されている企業情報を基に作成。

◇ アメリカ

ビジネスレジスターは、ビジネス・マスタ・ファイル(BMF：雇用主識別番号の母集団ファイル)、法人税申告、雇用主四半期連邦税申告、農業雇用主年次連邦税申告、企業の親会社と子会社の関連の情報、新雇用主識別番号ファイル、雇用・賃金調査で収集された雇用主に関する産業分類データを活用し作成。

◇ オーストラリア

ビジネスレジスターは、税務情報を基に国税庁が作成し、インターネット上で公開。

統計用ビジネスレジスターは、上記公開情報のほか、統計作成のために必要な情報も併せて提供を受け、その情報や他の情報を基にオーストラリア統計局が作成。

さらに、統計用ビジネスレジスターを活用し、企業縦断データベース (Business Longitudinal Data Base) を作成。同データベースは、センサス調査や標本調査の設計に使用。

※本項目の内容は、平成17年12月12日現在。